

**南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討 静岡県版ガイドライン**

令和2年2月

静岡県危機管理部

はじめに

本県は、昭和51年に発表された東海地震説以降、40年余にわたり、津波避難施設や防潮堤等の整備、住宅の耐震化や家具の固定、水・食料等の備蓄、各種防災訓練等、様々な地震・津波対策を行なってきた。

その後、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）等の大規模地震が突発的に発生し、甚大な被害が生じたことから、本県は、それらを踏まえて地震・津波対策を見直し、市町・事業所、県民等との協働のもと、各種事業を実施してきた。

そのような中、国は、確実性の高い地震予測は困難との考え方にに基づき、地震予知を前提とした事前対策について方針を転換した。一方で、南海トラフ沿いで地震発生の可能性が相対的に高まったと評価することは可能とされ、その際には、「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」という。）を発表し、想定される巨大地震への備えに活用することとされた。

臨時情報を活用することで、最初の地震（半割れケース）により大きな被害が発生していない地域において、あらかじめ避難するなど、必要な事前の防災対応を促すことにより、後発の大規模地震が発生した際の被害を減らす効果が期待される。

そのため、国は、地方自治体や企業等が臨時情報発表時の対応をあらかじめ検討するための参考資料として、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下、「内閣府ガイドライン」という。）を平成31年3月に公表した。

県では、国の上記取組等を踏まえ、市町が臨時情報発表時の防災対応（事前避難等）を具体的に検討できるように支援するため、「静岡県版ガイドライン」（以下、「県版ガイドライン」という。）を作成した。

各市町においては、内閣府ガイドライン及び県版ガイドラインを踏まえつつ、地域の特性、地震・津波対策の取組状況、住民や関係団体の意見等を考慮して、必要な防災対応（事前避難等）を検討し、令和2年度中に完了することを期待している。

なお、県版ガイドラインは、あくまで現時点での取組や成果に基づき作成したものであり、今後の取組状況や、国等による新しい知見等の公表などを踏まえ、適宜更新していく予定である。

県版ガイドラインの位置付け等

○位置付け

- ・ 県版ガイドライン（第3章～第6章）は、内閣府ガイドラインを踏まえ、本県の多様な地域特性や、これまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見等を考慮して、市町が臨時情報発表時の防災対応（事前避難等）を検討できるように取りまとめたもの
- ・ また、県版ガイドライン（第6-2章）は、市町が上記防災対応を検討する際に、住民や関係者等の意見を聴き、検討を進めるための具体的方法（手順・資料等）について例示したもの

○構成

- ・ 各項目ごとに、冒頭部分に内閣府ガイドラインを枠囲みで記載
- ・ 内閣府ガイドラインに関して、県として補足等を行う箇所については、下線を引き、以下の区分により具体的内容を枠外に記載
 - 【補足】：理解を深めるために必要と思われる内容の説明
 - 【強調】：特に重要と思われる内容について、注意等を促すための説明
 - 【追加】：地域特性等を考慮すると、内閣府ガイドラインとは別の対応を選択することも可能であること及びその考え方等についての説明
 - 【新規】：内閣府ガイドラインには記載はないが、本ガイドラインに新たに加える事項についての説明
- ・ 県版ガイドライン（第3章～第6章）の対象としている内閣府ガイドライン第Ⅱ編（住民編）の参考資料を巻末に添付

目 次

※目次中の下線部は県版ガイドラインに新規追加した項目

【本県の地震・津波対策の取組状況】

I. 共通編

第1章 基本的事項

- 第1節 本ガイドラインの位置付け
- 第2節 防災対応の基本的考え方
- 第3節 想定される社会状況と基本的な方向性
 - (1) 半割れケース
 - (2) 一部割れケース
 - (3) ゆっくりすべりケース
 - (4) 過去の地震発生状況
- 第4節 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

内閣府ガイドライン
に補足等がないため、
当ガイドラインへの
添付を省略

第2章 防災対応の検討対象及び検討にあたっての基本事項

- 第1節 検討が必要な対象地域
- 第2節 想定する後発地震の規模
- 第3節 最も警戒すべき期間

II. 住民編	1
第3章 住民の防災対応の検討	2
第1節 防災対応を検討する手順	2
第2節 住民の防災対応検討の考え方	4
第4章 住民の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討	6
第1節 日頃からの地震への備えの再確認等	6
第2節 津波に対する避難検討の基本事項	8
(1) 津波に対する避難検討の位置付け、基本的な考え方	8
(2) 津波に対する避難検討対象地域	10
第3節 津波に対する避難検討の具体的な進め方	11
(1) 避難対象者の特性に応じた検討	11
(2) 津波到達時間の設定	12
(3) 避難可能範囲の算出	13
(4) 事前避難対象地域の設定	15
(4) - 2 【新規】 <u>臨時情報発表時における要配慮者の避難に対する留意事項</u>	23
(4) - 3 【新規】 <u>津波に対する事前避難対象地域の検討が完了するまでの暫定的な対応</u>	24
第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方	25
第5節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方	28

第6節	避難先の確保	29
(1)	避難所の受入れ人数の把握	31
(2)	避難所候補リストの作成	32
(3)	事前避難場所の選定	33
(4)	事前避難場所が不足する場合の対応	34
(5)	事前避難場所への移動方法の検討	35
第7節	避難所の運営	37
第5章	住民の防災対応（巨大地震注意対応）の検討	39
第1節	日頃からの地震への備えの再確認等	39
第6章	防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項	40
第1節	住民意見の聴取と関係機関等との連携	40
第2節	社会的混乱の防止	41
第3節	訓練等の実施と計画の見直し	42
第6－2章【新規】	住民との合意形成の進め方の例（モデル地域での検討例）	43

Ⅲ. 企業編

第7章 企業等の防災対応の基本的な考え方

第1節 防災対応の基本的考え方

第8章 企業等の防災対応の検討

第1節 防災対応を検討する手順

第2節 南海トラフ地震に関するBCPの確認

第3節 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

第4節 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

(3) 施設及び設備等の点検

(4) 従業員等の安全確保

(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）

(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施）

(7) 情報の伝達

(8) 防災対応実施要員の確保等

第5節 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

第6節 個別分野における防災対応の留意事項

第9章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項

第1節 関係機関との連携の必要性

第2節 社会的混乱の防止

第3節 訓練等の実施と計画の見直し

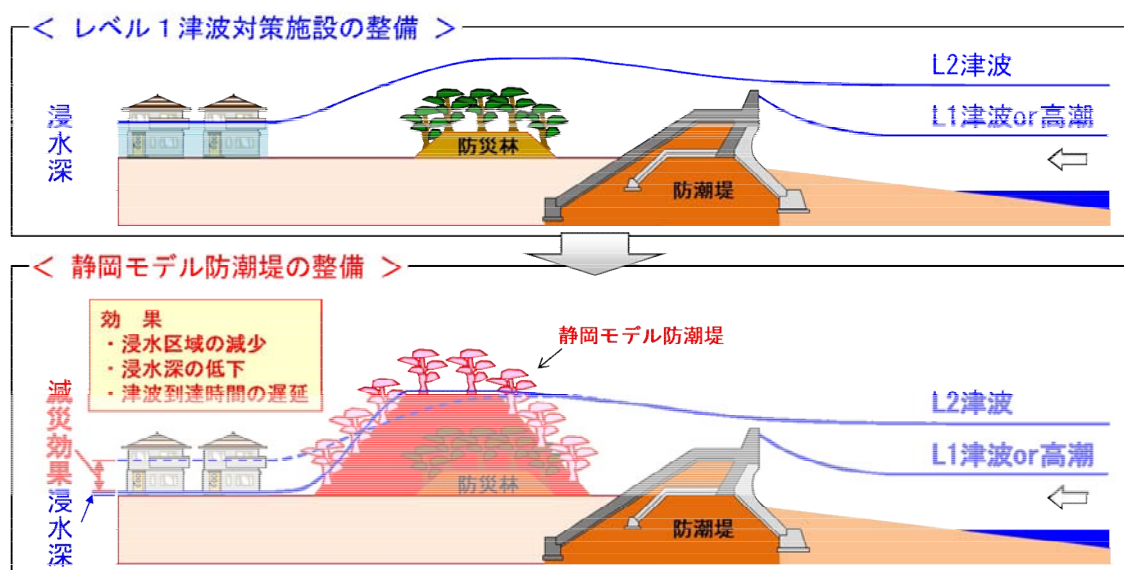
内閣府ガイドラインに補足等がないため、当ガイドラインへの添付を省略

【本県の地震・津波対策の取組状況】

本県は、昭和51年に発表された東海地震説以降、地震・津波対策に積極的に取り組んできた。更に、東日本大震災の教訓も踏まえ、想定される最大クラスの地震・津波（L2）も視野に入れながら、市町や地域住民等との協働のもと、2兆4000億円余のハード、ソフト両面における様々な地震・津波対策を実施しており、2022年度末までに「想定される犠牲者の8割減少」を目指している。

（1）ハード対策

レベル1津波に対しては、既存防潮堤の嵩上げ及び耐震化、粘り強い構造への改良並びに水門の設置及び改良等を実施している。また、レベル1を超える津波に対しては、既存の海岸防災林の嵩上げなどによる「静岡モデル防潮堤」の整備を推進し、津波に対する安全度の向上を図っている地域もある。なお、実施に当たっては、地域の特性や住民の意見等を踏まえ、ハード・ソフトを効果的に組み合わせた総合的な津波対策「静岡方式」を推進している。



【図：静岡モデル防潮堤による津波対策のイメージ】

（2）ソフト対策

津波避難困難地域を解消するため、市町は県の交付金制度等を活用して、津波避難タワーや津波避難マウンド（人工高台）等の整備や、公共施設等への津波避難用階段の設置を進めている。

これら取組により、津波避難困難地域は約9割解消した（平成31年4月時点）。

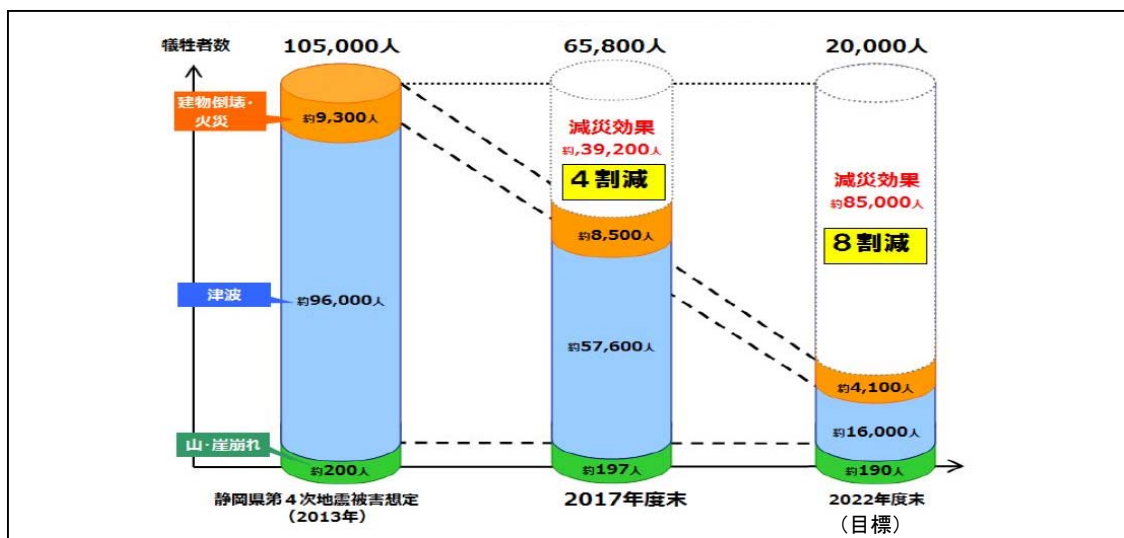


避難施設等	H23. 4. 1 時点	H31. 3. 31 現在	増減率
津波避難ビルの指定数	508 棟	1,316 棟	2.6 倍
津波避難タワーの設置数	7 基	114 基	16.3 倍
津波避難マウンド等の設置数 (自然高台の利用含む)	0 箇所	62 箇所	皆増

また、住民の迅速な避難を促進するため、市町が津波避難計画やハザードマップの啓発に努めているほか、住民が参加する津波避難訓練を沿岸部全市町で毎年実施するなどの取組を行っている。

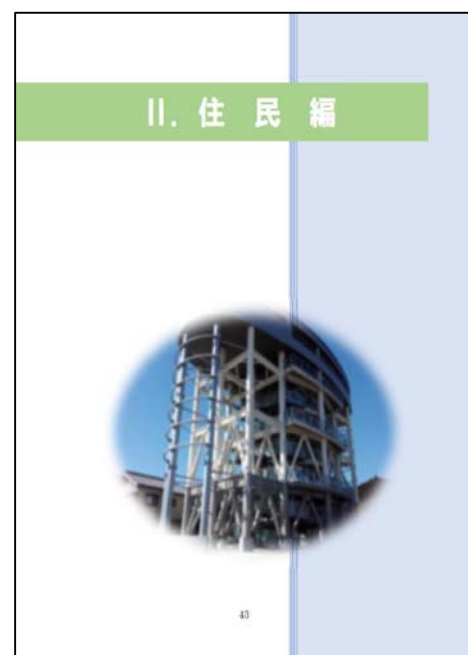
(3) 減災効果 (試算)

ハード対策、ソフト対策の推進により、静岡県第4次地震被害想定で想定された死者数(約105,000人)に対して、2017年度末時点で約4割の減災効果(約39,200人の減)が試算されている。



図：ハード対策、ソフト対策による減災効果

Ⅱ. 住 民 編



第3章 住民の防災対応の検討

第1節 防災対応を検討する手順

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の手順を参考に検討する（図 29）

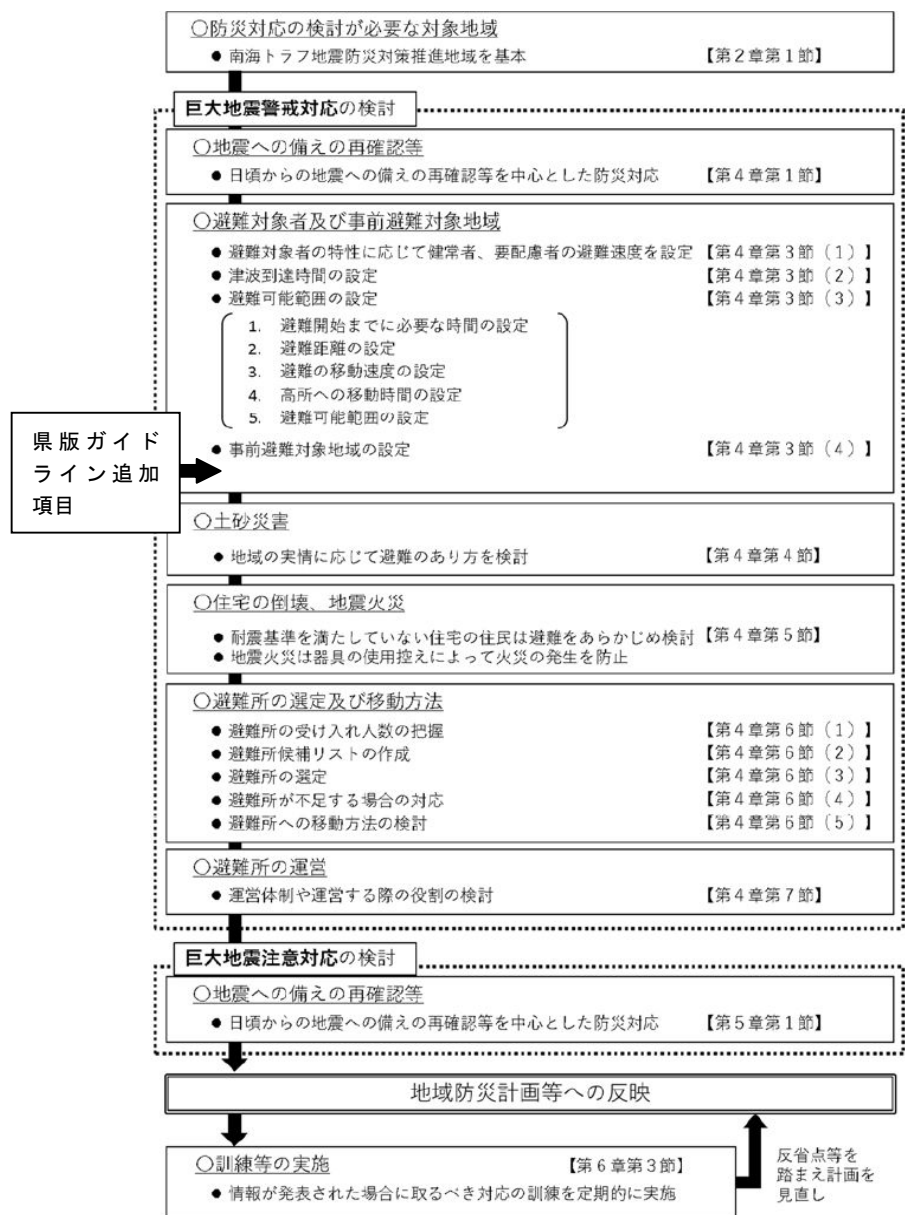
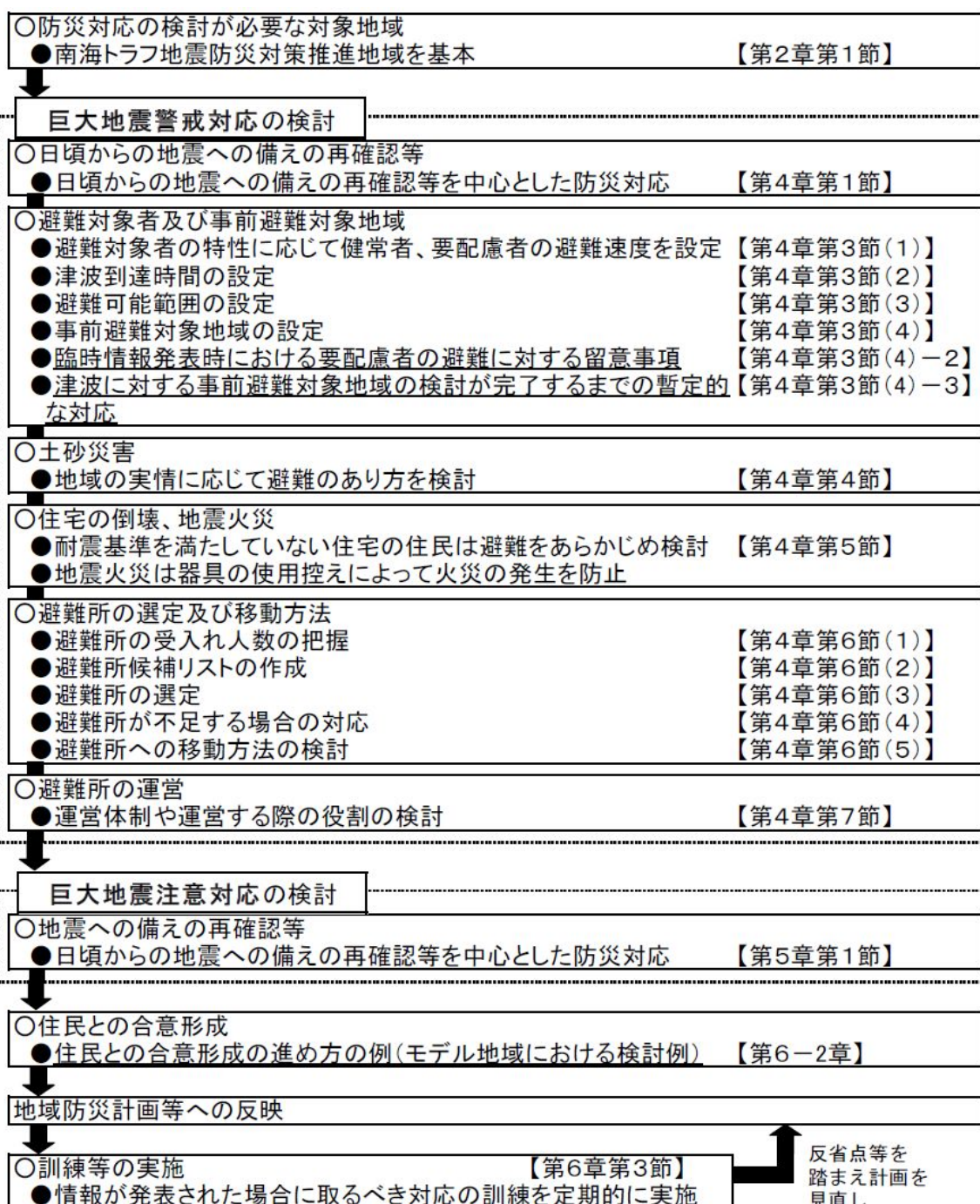


図 29 防災対応を検討する手順（フロー）

（内閣府ガイドライン：P. 44）

【追加】

- ・内閣府ガイドラインを地域の実情を踏まえて具体化するため、県版ガイドラインでは以下のとおり手順を変更（下線部）する。



第2節 住民の防災対応検討の考え方

- 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要である
- 推進地域全体としては、住民一人一人が日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、地方公共団体は津波避難が間に合わない地域等の避難のあり方や避難所の確保等を検討する必要がある

- 「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、住民一人一人に検討を促すことが重要である。
- その際、想定される地震・津波の状況、南海トラフ地震臨時情報の内容（巨大地震警戒、巨大地震注意の違い）、想定される国・地方公共団体の対応や社会状況等、住民が検討する上で必要な情報提供を行う必要がある。
- 住民の防災対応は、地震発生の可能性等を考慮すると、津波による災害リスクが明らかに高い地域における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応を除き、南海トラフ地震臨時情報の（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれの情報が発表された場合にも、推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本となる。
- 地方公共団体は、上記のような住民一人一人の防災対応を基本としつつ、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わない地域等における地域全体としての避難の検討、また、避難を行う住民のうち知人・親類宅等への避難が困難な住民等のための避難所の確保等を検討する必要がある。

（内閣府ガイドライン：P. 45）

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は発動が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間※4	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間)+巨大地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

図 30 住民、企業の防災対応の流れ

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
		事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から1週間	社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後2週間以降	通常の生活※	通常の生活※	通常の生活※

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

図 31 「巨大地震警戒対応」開始から通常の生活までの住民の地域別対応

(内閣府ガイドライン：P. 46)

第4章 住民の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

第1節 日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である
- 地方公共団体は、同情報発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である
- 住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある。

（内閣府ガイドライン：P. 47）

【補足】

『一定期間』

- ・最も警戒する期間については、南海トラフ地震対策推進基本計画（令和元年5月）において、以下のように定められている。

【巨大地震警戒対応】

対象地震発生から168時間（1週間）経過した以降の正時までの期間、警戒し、更に対象地震発生から336時間（2週間）経過した以降の正時までの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

【巨大地震注意対応】

対象地震発生から168時間（1週間）経過した以降の正時までの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- ※いずれの対応においても、当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとされている。

第2節 津波に対する避難検討の基本事項

(1) 津波に対する避難検討の位置付け、基本的な考え方

- 本節以降の内容は、「巨大地震警戒対応」において、M8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討するものである。
- 避難継続の必要性の判断は後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本とする
- この検討にあたっては、津波防災地域づくりの計画策定等に際して、各地方公共団体が作成した津波浸水想定等を活用することを基本とする

- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、地震発生直後に、震源域から離れた地域を含めて南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して大津波警報または津波警報が発表され、津波浸水想定区域内の住民等は避難行動を開始している。
- 今回検討する内容は、後発地震に備えて、最初の地震に対する避難の後に、自宅等に戻らずに、引き続き、避難を継続する必要があるか否かを検討するものである。
- 避難の継続の必要性は、各地域において、「津波到達時間」と、津波避難タワーの整備状況等を踏まえた「避難に関する時間を比較衡量した検討結果をもとに判断することを基本とする。

(内閣府ガイドライン：P.49)

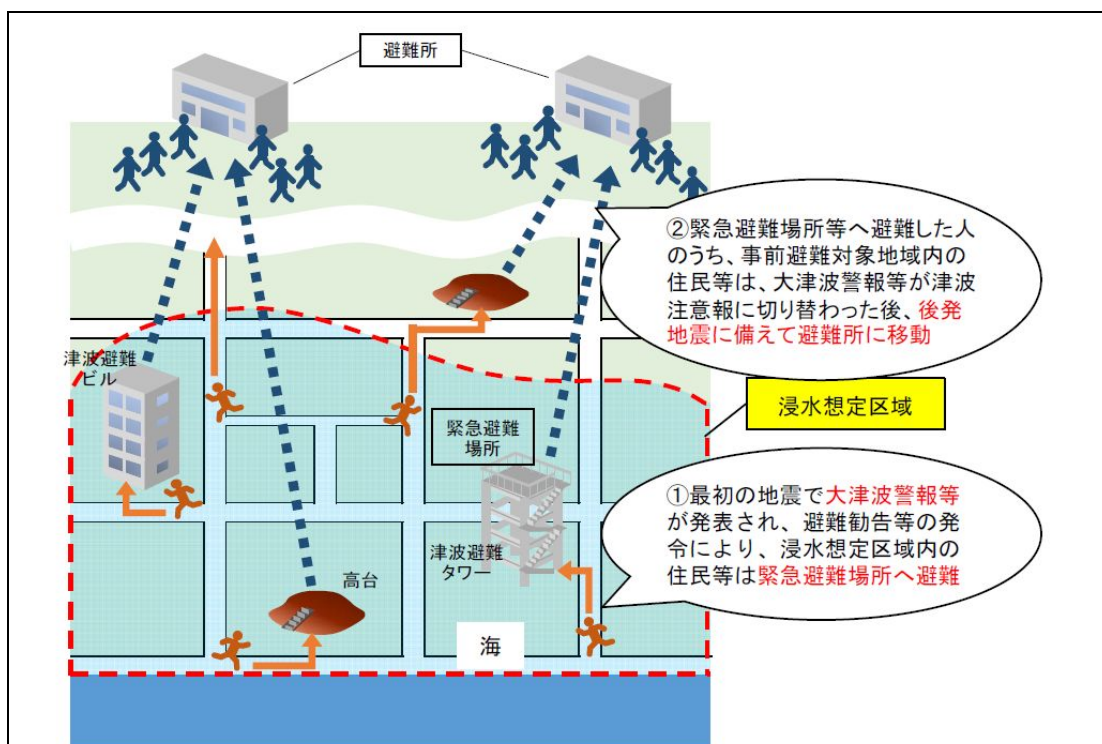


図 33 情報発表時の避難イメージ

【参考】指定避難所と指定緊急避難所の区別

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」平成29年3月 内閣府（防災担当）

・法第49条の8は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねて指定することを可能としているが、以下の区別に十分留意する必要がある。

- 指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
- 指定避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

（内閣府ガイドライン：P.50）

(2) 津波に対する事前避難検討対象地域

- 津波に対する避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする
- その際、自治会組織や町丁目等の境界等を考慮しつつ、安全を見て上記区域よりも広めに設定することが望ましい

- 南海トラフ特措法では、陸上において津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等の市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として指定している。
- 具体的な検討にあたっては、上記市町村のうち、都道府県等が公表している津波想定区域図等をもとに、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域において、避難継続の要否を検討する必要がある。
- また、30cm以上の浸水が30分以内に到達する地域以外においても、津波避難タワー等の避難場所が整備途上である等、後発地震が発生してからの避難では間に合わないおそれがある地域においては、津波に対する避難を検討する必要がある。

(内閣府ガイドライン：P.51)

【追加】

『避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域』

- ・本県では、平時より津波浸水想定について周知が図られていること等を考慮し、レベル2津波の想定浸水域を事前避難検討の対象地域とすることも可能とする。
- ・その場合、具体の浸水域については、静岡県第4次地震被害想定における南海トラフ巨大地震(L2)の想定を使用することを原則とするが、市町が独自に実施した津波の想定を使用することも可能とする。

『後発地震発生』

- ・事前避難の対象とする後発地震は、南海トラフを震源とする最大クラスの地震とされているが、市町が地域の実情等を踏まえ、他の震源域で発生する津波を想定に加えることも可能とする。

第3節 津波に対する避難検討の具体的な進め方

(1) 避難対象者の特性に応じた検討

○津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とする

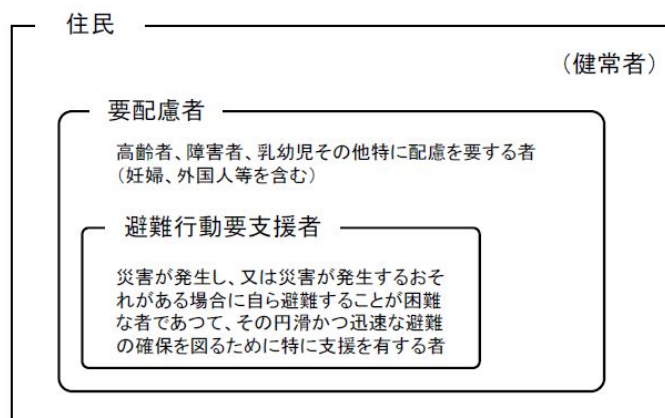
- 健常者と高齢者等の要配慮者では、避難の移動速度が異なることから避難に要する時間が変わるため、それぞれ検討することを基本としている。
- なお、健常者と要配慮者の別と併せて、避難する時間帯について、避難に要する時間が長くなる夜間を想定した安全側の検討や、昼間の避難と夜間の避難をそれぞれで検討するなど、必要に応じて地域で適切に検討する。
- その際、移動速度の設定方法等津波避難に関してすでに検討しているものがあれば、それを参考とするなど、地域の実情に応じて適切に検討するものとする。

(内閣府ガイドライン：P.52)

【補足】

『「要配慮者」』

- ・要配慮者は、「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、外国人等を含む）」とされ、身体能力等に多様性があることや、人数等の把握が困難なことから、検討に時間を要することも想定される。そのような場合には、避難に支援が必要な「避難行動要支援者」について、「避難行動要支援者リスト」等により人数等を把握し、当該要支援者について検討しておくことが望ましい。



【図：住民、要配慮者（避難行動要支援者）の概念】

※避難の移動速度については、巻末の参考資料を参照

(2) 津波到達時間の設定

○津波到達時間は、地方公共団体等が想定する**最大クラスの地震**で発生する津波を対象にしたシミュレーション等を参考に、地域の状況に応じて、適切に設定するものとする

- 今回の防災対応を検討する後発地震の規模は、最大クラス（M9クラス）とし、津波到達時間は、既存のシミュレーション等を参考にした検討結果を活用する。
- 津波到達時間は、地方公共団体毎に、地域の特性に応じて、浸水深や到達地点を適切に設定するものとする

(内閣府ガイドライン：P.52)

【補足】

『最大クラスの地震』

- ・ここでいう最大クラスの地震は、南海トラフを震源とするものとされているが、市町が地域の実情等を踏まえ、他の震源域で発生する地震を想定に加えることも可能とする。

(3) 避難可能範囲の算出

○避難可能範囲は、既に検討している結果等を参考として、津波到達時間や昼夜の違いを考慮し、地域の実情に応じて適切に定める

1. 避難開始までに必要な時間の設定（避難開始時間）

避難開始までに必要な時間は、地震発生後揺れがおさまってから避難の準備を行う時間について、過去の地震等の事例を調査した資料等を参考に、地域の状況を考慮して適切に設定する。

2. 避難距離の設定

避難距離の設定にあっては、避難先を選定する必要がある。

この場合の避難先は、地震発生後の避難で間に合うか否かを検討するためのものであり、地方公共団体が定めた地域防災計画等の既存計画を参考として、指定緊急避難場所等を選定するものとする。

避難距離は、簡易的に避難先から直線で避難可能な地域を設定し、実測の避難距離と直線距離の違いを考慮して適切に設定する。

3. 避難の移動速度の設定（避難速度）

避難の移動速度は、過去の地震などの事例を調査した資料等を参考に、避難者の特性（健常者、要配慮者）別に、地域の状況を考慮して適切に設定する。

4. 高所への移動時間の設定

高所への移動に必要な時間は、津波による浸水から安全な高さへ上るための垂直移動に要する時間について、避難先における最大浸水深を昇降速度で除する等して算定する。

5. 避難可能範囲の設定

前項までの検討結果に基づき、避難可能範囲を設定する。

※避難可能範囲の算出例は、巻末参考資料を参照

(内閣府ガイドライン：P. 53)

【補足】

『既に検討している結果等』

- ・避難可能範囲の算出においては、内閣府ガイドラインに記載の参考事例（巻末参考資料）のほか、県の「大規模地震対策避難計画策定指針」（平成25年9月11日改訂）や各市町が地域の実情を踏まえたデータ等を参考に、津波避難施設等の整備状況などを考慮して適切に定める。

【強調】

『昼夜の違い』

- ・夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難になること等も考慮し、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする（詳細については、次の「（4）事前避難対象地域の設定」の＜参考＞を参照）。

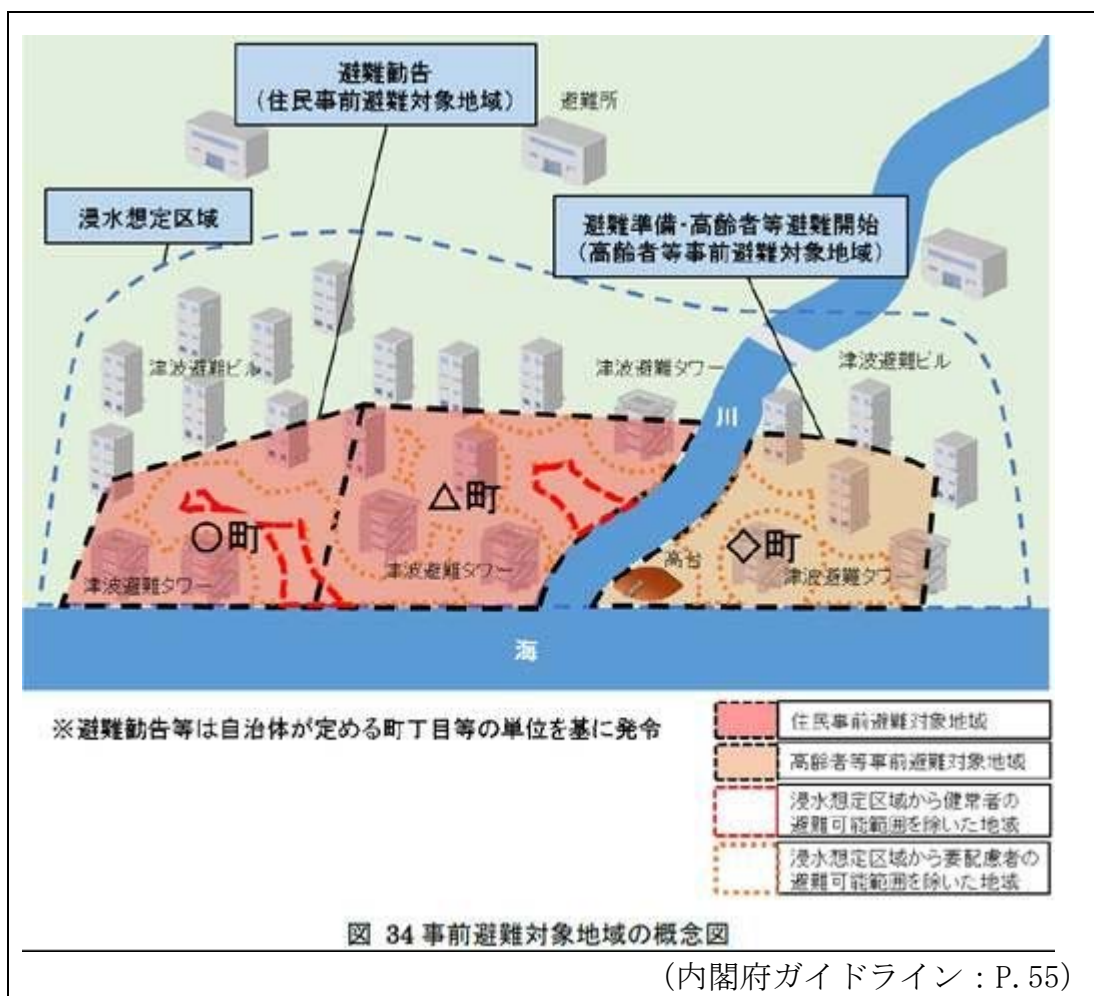
(4) 事前避難対象地域の設定

○津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を事前避難対象地域とする

○事前避難対象地域に対しては、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報切り替え後、**避難勧告等**を発令し、住民避難を継続する

- 「事前避難対象地域」は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する地域と、健常者も含む地域の全ての住民が避難を要する地域でそれぞれ検討する。
- 実際に避難勧告等が発令する単位（町丁目ごとや学区ごと等）を基本として、その発令単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」から健常者の「避難可能範囲」を除いた地域が少しでも含まれている単位全体を「住民事前避難対象地域」とする。
- 「津波浸水想定区域」から要配慮者の「避難可能範囲」及び住民事前避難対象地域を除いた地域のみが少しでも含まれている単位全体を「高齢者等事前避難対象地域」とする。
- 最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、前節で設定した要配慮者でも避難が可能な地域に対しては避難指示（緊急）を解除する。
- 高齢者等事前避難対象地域に対しては、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者は避難を継続する。
- 住民事前避難対象地域に対しては、避難勧告等が発令し、全住民は避難を継続する。
- 避難が必要と判断された地域については、自治会組織や町丁目の境界等、地域の実情に応じた単位で避難勧告等の対象地域を適切に選定するものとする。
- なお、健常者や要配慮者の避難可能な地域の検討結果に応じて、地域の実情を踏まえ、避難勧告等が発令する単位を適切に細分化することを妨げるものではない。
- これら検討結果と人口分布のデータを組み合わせることで、避難が必要な人口を推計し、避難先の確保を検討する基礎データとする。
- 人口分布のデータについては、昼夜間の分布が異なる場合は、地域の状況に応じて別々に検討することが望ましい。

(内閣府ガイドライン：P. 54)



【追加】

『津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を事前避難対象地域とする』

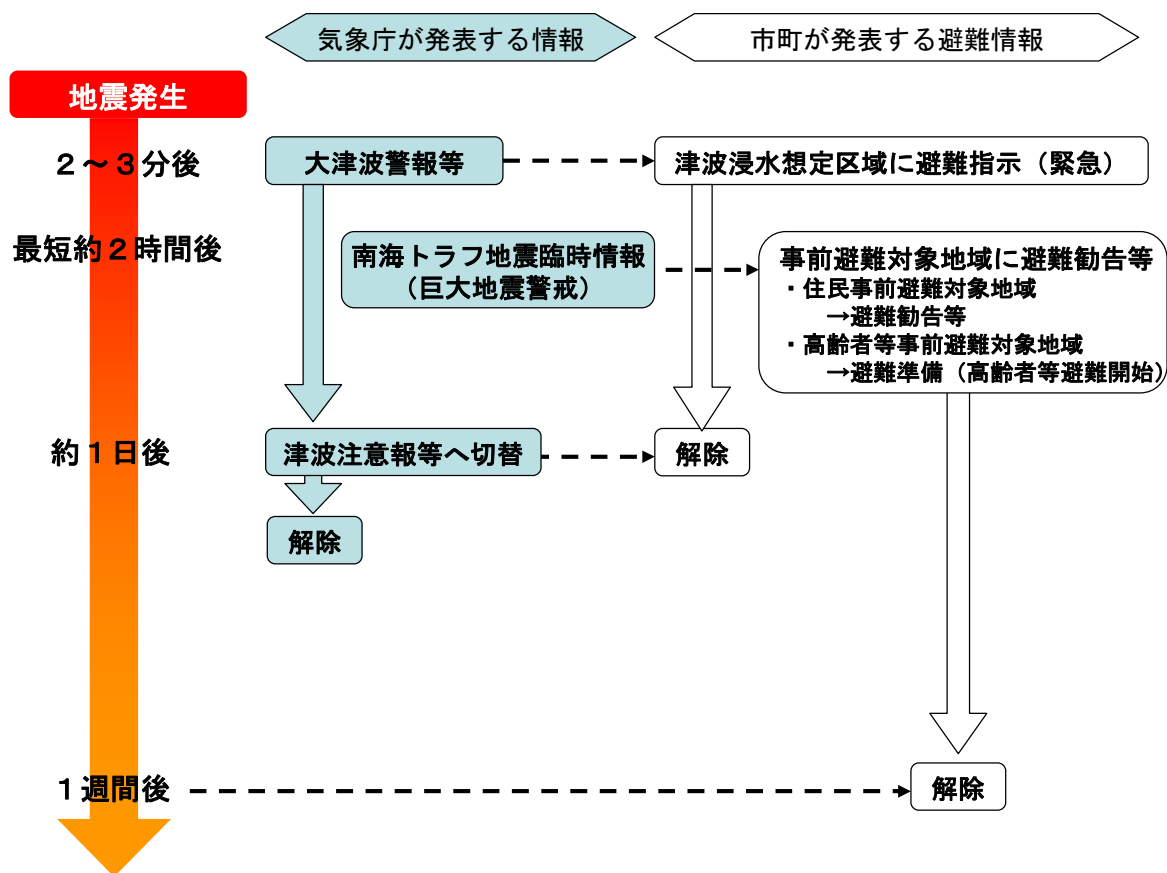
- ・内閣府ガイドラインを踏まえつつ、本県の多様な地域特性やこれまで実施してきた地震・津波対策の取組（防潮堤や津波避難施設の整備、津波避難訓練の実施状況等）、地域住民・関係者等の意見等も考慮して、「住民事前避難対象地域」及び「高齢者等事前避難対象地域」を設定する。

【強調】

『避難勧告等』

- ・最初の地震（半割れケース）による大津波警報（津波警報、津波注意報）発令時の「避難指示（緊急）」と、後発の地震に備えるための事前避難を促すために発令される避難勧告等（「避難勧告」、「避難準備（高齢者等避難開始）」等）は、発表の基準・対象・期間等が異なることから、市町は

避難情報発表時には住民が混乱することの無いよう、丁寧な説明をする必要がある。

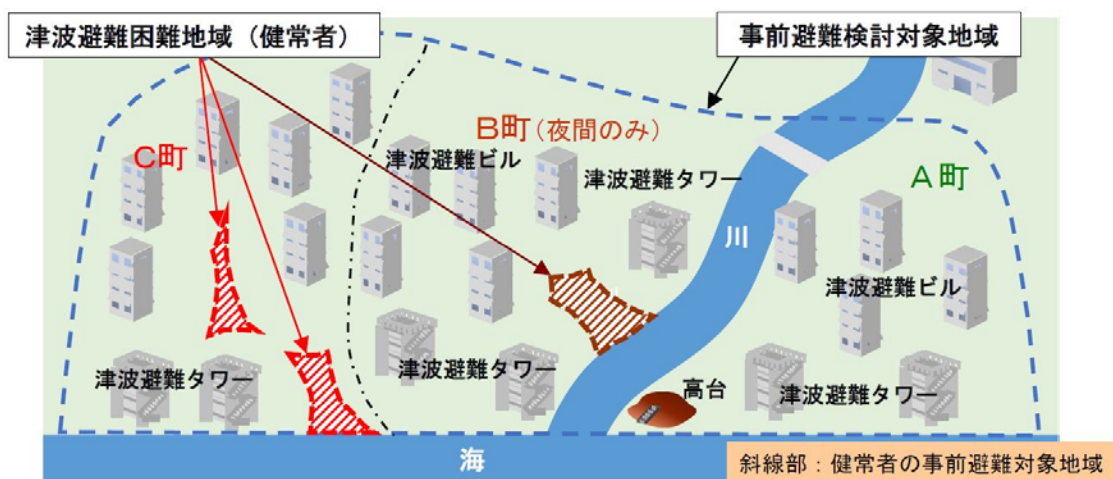


【図：巨大地震警戒対応時の気象情報、避難情報の流れ】

<参考> 事前避難対象地域の設定の考え方等

【表 1：事前避難対象地域の設定の考え方】

			健常者の事前避難	要配慮者の事前避難
津波避難困難地域は解消（健常者・要配慮者）			設定不要	設定不要
津波避難困難地域は解消（健常者）			設定不要（下図 A 町）	要設定
津波避難困難地域は残存	訓練、事前準備等により、健常者は早期避難可能	昼夜可能	設定不要（下表 2）	要設定
		夜間不十分	夜間のみ要設定（下図 B 町）	要設定
	早期避難が困難		要設定（下図 C 町）	要設定



【図：事前避難対象地域の設定の考え方（イメージ）】

【表 2：住民事前避難対象地域（夜間のみ）の防災対応例】

	昼間	夜間
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告等
健常者の避難先	—（自宅等での生活可）	事前避難先
要配慮者の避難先	事前避難先	

- ・ 上記表 1 及び表 2 の例による対応のほか、地域の実情等を踏まえ、十分な耐震性・耐浪性のある高層建築物等への屋内安全確保（垂直避難）を選択肢の一つとして検討することも可能であるが、その際には、住民への説明と理解に留意すること
- ・ 津波避難困難地域が解消されている市町においても、下記留意事項を住民

等に説明するとともに、住民等が安全を考慮して自主的な事前避難を行う可能性もあることも検討しておく必要がある

✓臨時情報発表時にあわてることのないよう、臨時情報の意味や、臨時情報発表時の防災対応の考え方を正しく理解しておく必要があること

✓地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や、建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、市町が行う事前避難対象地域の設定を踏まえつつ、各自の実情等により、事前避難が必要となる場合もありうること

・各市町は、前頁の考え方等を参考にして、地域の実情等を踏まえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域の設定について、具体的に検討する

・なお、想定される設定例について、参考として下記に示す。

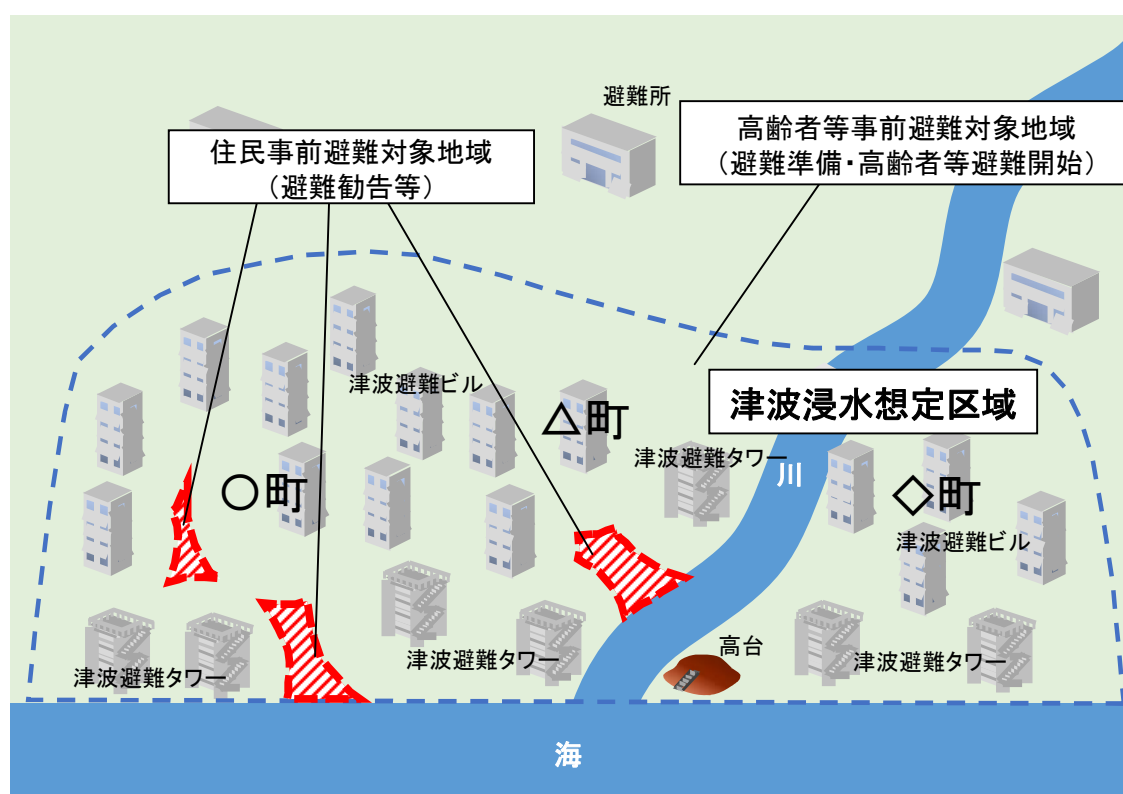
(例1) 市町が策定する避難計画等に基づき地域設定 (P. 20)

(例2) 津波災害(特別)警戒区域に基づき地域設定 (P. 21)

(例3) 大津波警報による避難指示の対象範囲に基づき地域設定 (P. 22)

【例1：市町が策定する避難計画等に基づき地域設定】

- 「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に基づき市町が定めた「津波避難困難地域」、または津波防災地域づくり法に基づき各市町が定めた「特定避難困難地域」を、住民事前避難対象地域とする
- 住民事前避難対象地域（必要に応じて周囲の地域を含めることも可）に対しては、避難勧告等を発令し、住民の避難を促す
- 「津波浸水想定区域」から住民事前避難対象地域を除いた地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、当該地域に対しては避難準備・高齢者等避難開始を発令し、対象者の避難を促す

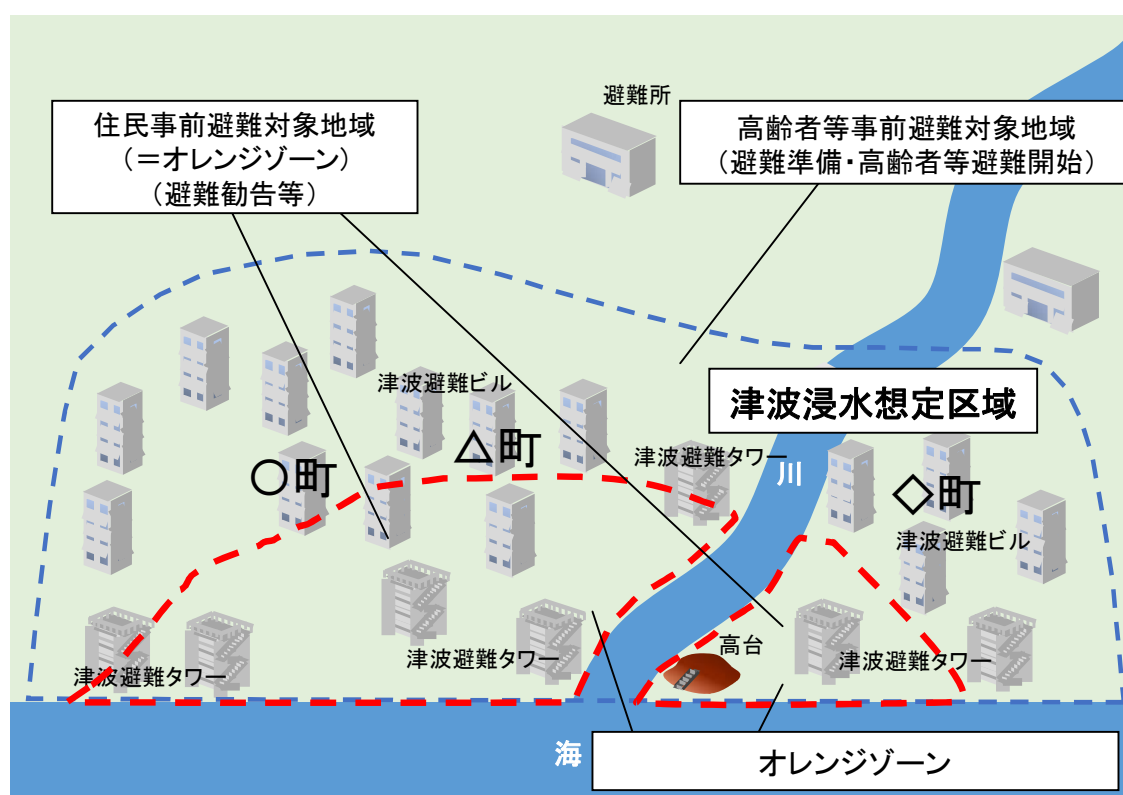


(備考)

- ・避難施設の整備状況等を踏まえて対象範囲を設定する（津波避難困難地域が解消されている場合、住民事前避難対象地域の設定は行わないこととなる）
- ・津波浸水想定区域内の住民に対しては、市町が示す住民事前避難対象地域を参考にしつつ、各自の状況に応じて、臨時情報発表時の避難行動について予め計画し、主体的に行動できるよう理解を促すことが必要
- ・大津波警報と臨時情報での避難対象地域が異なるので住民周知が必要
大津波警報発表時の「避難指示（緊急）」……津波浸水想定区域
臨時情報発表時の「避難勧告」（事前避難の勧告）……住民事前避難対象地域

【例2：津波災害（特別）警戒区域に基づき地域設定】

- 津波防災地域づくり法に基づき指定された「津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）」又は、「津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引き」において津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準（基準水位2m以上）を満たしている地域を住民事前避難対象地域とする
- 住民事前避難対象地域（必要に応じて周囲の地域を含めることも可）に対しては、避難勧告等を発令し、住民の避難を促す
- 「津波浸水想定区域」から住民事前避難対象地域を除いた地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、当該地域に対しては避難準備・高齢者等避難開始を発令し、対象者への避難を促す



(備考)

- ・津波災害（特別）警戒区域が設定又は指定基準が明示されているため、津波浸水リスクについて、住民の理解を得やすい
- ・津波災害（特別）警戒区域の指定にあたっては、津波到達時間は考慮されていないことから、津波到達時間が早い地域では、健常者の避難状況等を踏まえ、住民事前避難地域（健常者）の設定について検討が必要

(4) - 2 【追加】

臨時情報発表時における要配慮者の避難に対する留意事項

内閣府ガイドライン	記載なし
-----------	------

【本県における対応】

- ・ 要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、病院・福祉施設に入院・入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設内にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も可能とする
- ・ 在宅の要配慮者については、支援者の支援等により地震発生後の避難が可能な場合は、自宅周辺の浸水の影響を受けない堅牢な建物（民間施設含む）を緊急避難場所、事前避難先とすることも可能とする
- ・ 事前避難先については、要配慮者が1週間の事前避難を維持できるように、トイレ、居室等の生活環境の改善（バリアフリー等）に配慮するものとし、内閣府ガイドラインが推奨する「知人・親類宅」（第4章第6節（1）（P.31）参照）の他に、地域内にある施設（公民館、ホテル・旅館等の宿泊施設、事業所の建物等）の活用についても検討することが望ましい

(4) - 3 【追加】

津波に対する事前避難対象地域の検討が完了するまでの暫定的な対応

内閣府ガイドライン	記載なし
-----------	------

【本県における対応】

- ・ 事前避難対象地域の検討に時間を要する場合は、それまでの間の暫定措置として、下記を参考に、事前避難対象地域を設定することも可能とする
 - ・ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき、市町地域防災計画に定めた、津波の浸水の発生の危険が予想されるため警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（避難対象地域）
 - ・ レベル2津波の想定浸水域
 - ・ 津波避難計画における避難困難地域 等

- ・ 上記の暫定的措置については、その旨も併せて、住民に周知する

第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方

- 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難である
- 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい

- 地震に伴う土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）に定める土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、地震による土砂災害発生の危険性の高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることに加えて、移動した土砂により被害が及ぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のリスクが高い地域を絞り込むのが困難である。
- 現在の知見では、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難で、避難等の対応が必要な箇所は特定できないものの、一方で、土砂災害が生じた場合は身体や生命に著しい被害を及ぼす恐れがあるため、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

（内閣府ガイドライン：P.56）

【追加】

『発生危険性の高い箇所の特定が困難』

- ・市町は、過去の地震に伴う土砂災害の発生状況等、地域の実状を踏まえて、事前避難対象地域を設定することも可能とする

【補足】

『身の安全を守る等の防災対応』

- ・具体的な対応としては以下のようなものが考えられる
 - ✓知人、親類宅等への自主的な避難
 - ✓屋内においても可能な限り斜面から離れた場所で生活（就寝）する

- 被害軽減の観点から、地域の実情等に応じて、地域で避難のあり方を検討する場合には、土砂災害発生の高危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることを踏まえて、避難対象となるような区域以外が安全だと誤解されないように留意する必要がある。
- 自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成が義務づけられているが、今回の検討における防止対応については地震発生後 1 週間を基本とした避難を行うもので、豪雨等の避難と期間が異なるため、それを踏まえて、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- この際、避難確保計画を未策定の要配慮者利用施設については、施設管理者に作成を促すことが望ましい。

【参考】土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域…住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域…建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が行われます。

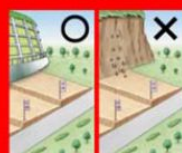


土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県鉾田市)



住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
(鹿児島県垂水市)

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅地等分譲や災害時要援護者関連施設の新築のための行為は、基準に従ったものによって許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
原則を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



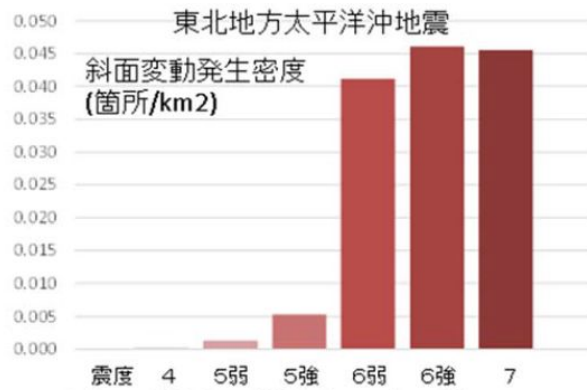
建築物の移転等の勧告
著しい崩壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が行われます。
移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】

(国土交通省水管理・国土保全局砂防部HPより)

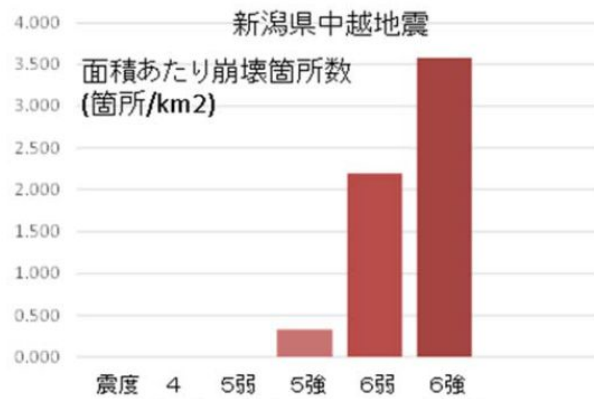
(内閣府ガイドライン：P. 56)

【参考】震度階級ごとの斜面崩壊等発生密度

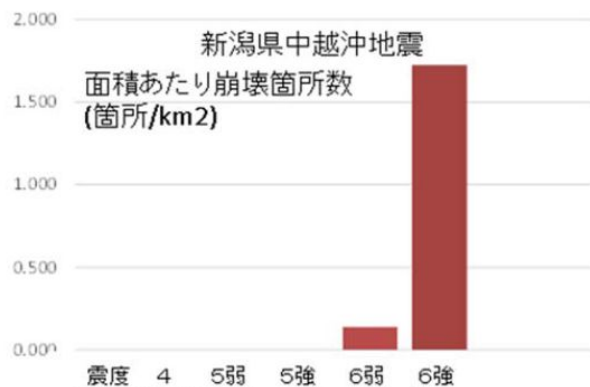
・地震に伴う土砂災害は、過去の地震における発生状況を震度階級別に見ると、震度6弱以上において発生する可能性が高い傾向となっている。



出典: 日本地すべり学会誌 2013年 50巻 2号 P.91-96



出典: 砂防学会誌 2009年 61巻 5号 P.46-51



出典: 砂防学会誌 2009年 61巻 5号 P.46-51

(内閣府ガイドライン : P. 58)

第5節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方

- 住宅については、倒壊を防止するため耐震化を促進することが重要である
- 耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である
- 地震火災については、器具の使用控え等によって火災の発生を防止する

- 住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、市町村は住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進することが重要である。
- 現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- また、住民等は、普段利用している施設について、地震に対する安全性を把握するよう努め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、できるだけ安全な行動を選択する必要がある。
- 地震火災については、普段からの感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること等によって、火災の発生を防止するよう、市町村は住民に呼びかける。
- これを踏まえて、住宅の倒壊、地震火災に対しては、行政として、一律の避難を求めることを基本としない。

(内閣府ガイドライン：P. 59)

第6節 避難先の確保

○避難勧告等の発令に伴う避難者数を把握し、市町村が後発地震に備えた避難所を確保する

○避難所は、1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定する

- 一般的な水害等の災害事象に対しては、災害の発生要因となる現象の予測が一定程度可能であり、避難の開始から解除までの期間が比較的短期間である。
- 一方、現象が観測された際に最も警戒する期間は第2章第3節に記載のとおり、1週間と定めている。
- このため、避難所の選定においては、1週間（「巨大地震警戒対応」における避難期間）程度の避難生活が可能施設を指す。
- 市町村は避難勧告等の発令に伴う避難者数等を推計し、このうち、知人宅等への避難が困難な住民に対して、後発地震に備えた避難所を確保する。
- 避難所は、津波災害時の指定避難所を基本とし、受入が必要な人数や各施設の整備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能箇所を選定する。
- なお、実際の震度によっては、施設の耐震対策等の状況に応じて一定のリスクがあることを住民に説明し、住民とともに避難先を検討することが重要である。

（内閣府ガイドライン：P. 60）

【補足】

『市町村が後発地震に備えた避難所を確保』

- ・当ガイドラインにおいては、後発地震に備えて避難する場所について、「事前避難先」という。
- ・市町内に十分な事前避難先が確保できない場合は、近隣市町への事前避難など、広域的な対応についても検討・調整する

【強調】

『1週間を基本とした避難生活が可能な箇所』

- ・「災害救助事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当）」（平成31年4月）において、法による救助を実施する災害として「M8.0以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震発生に備え、

避難生活を余儀なくされる場合」とあり、臨時情報に基づく事前避難に係る費用等について、災害救助法の適用が可能とされている

- ・市町の地域防災計画等に定めた事前避難先（避難所等）の環境整備等に要する経費については、県の「地震・津波対策等減災交付金」の対象となるものがある

『1週間を基本とした避難生活が可能ない所』

- ・事前避難先は耐震性を有することを原則とするが、後発地震発生により想定を超える建物被害や設備等の損壊などが発生するリスクがあることを事前避難者に周知しておく必要がある
- ・民間の施設（ホテル・旅館等の宿泊施設、事業所の建物等）を事前避難先として選定する場合は、後発地震等により、施設への避難者が被害や損害を被る可能性もあることから、民間施設の所有者や管理者等に責任が及ばないよう、事前に免責等について取り決め等を行うことが望ましい

【追加】

『1週間を基本とした避難生活が可能ない所』

- ・限定的な時間帯（例えば、「夜間のみ」等）に限って事前避難先として活用できる施設を、事前避難先に選定することも可能とする
- ・プライバシーの確保、通勤・通学など日常生活継続等の観点から、車中泊による事前避難を選択することも想定されることから、車中泊のための避難場所をあらかじめ確保し、選定することも可能とする

(1) 避難所の受入れ人数の把握

- 知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う
- 避難所で受入れが必要な人数は、津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計し、避難方法についての住民の意向も参考に検討する
- 宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて、帰宅の困難な見込み人数を加える

- 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う。
- 第3節で整理した津波の避難勧告等の対象人数を把握し、加えて可能ならば土砂災害が発生するおそれや耐震性に不安がある等により自主避難することが想定される人数等を見込んで、知人宅や親類宅等への避難が困難な住民等、避難所での受入れが必要な人数を推計しておく。
- 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要になるため、健常者と要配慮者を分けて人数を把握しておく必要がある。
- 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運行している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を受入れ人数に加えておく。

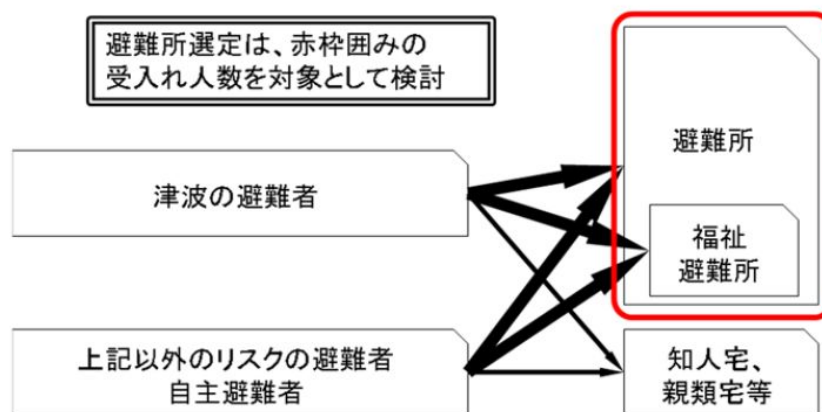


図 35 避難所の受入れ人数の概念

(内閣府ガイドライン：P. 61)

(2) 避難所候補リストの作成

○既存の指定避難所を参考に、要配慮者の受入れ可否等、**避難所の候補リスト**を作成する

- 避難所は、地方公共団体が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている津波災害時の指定避難所を参考に検討する。
- この際、後発地震の発生に伴う津波や土砂災害、耐震性の不足等の様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- 避難所候補リストを作成する際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順の検討に必要な情報を整理する。
 - ・施設名、住所、面積、収容人数
 - ・管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - ・非構造部材の落下防止対策の有無
 - ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
 - ・津波浸水想定区域か否か
 - ・学校の状況（授業継続または休校）
 - ・周辺の避難場所からの移動距離
 - ・要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
 - ・冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
 - ・食料、日用品等の備蓄状況（但し、次節で述べるように避難勧告等が発令されていない地域では商店等は通常どおり営業している前提）及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店等の状況

(内閣府ガイドライン：P. 62)

【補足】

『避難所の候補リスト』

- ・車中泊での事前避難が想定される避難所については、車中泊のための駐車場、空地等についてもリストに加えることが望ましい
- ・避難所の候補リストについては、内閣府ガイドラインに示されている項目に加え、下記の事項も検討・整理されることが望ましい
 - ・駐車場の有無（車中泊避難の可否等）
 - ・使用可能時間（昼間、夜間等時間による使用制限がある場合）
 - ・その他事前避難先としての使用条件等

(3) 事前避難場所の選定

○受入が必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する

- 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- その際、いかなる避難所であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要がある。

(内閣府ガイドライン：P.63)

【補足】

『避難所リスト』

- ・(2) で作成された避難所の候補リストを指す

(4) 事前避難場所が不足する場合の対応

○避難所が不足する場合は、避難所として利用できる施設の検討とともに、さらに住民に対して知人宅や親類宅等への避難を促すなどの処置を行う

- これまでの検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。これら避難先の確保は、突発地震への備えの強化にも資する。
 - また、住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することを更に呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者数を精査した上で、避難計画を検討する。
 - あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
 - その際は、避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難所の健康に十分に配慮する必要がある。
 - また、市町村においては、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。
- なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する必要がある。

(内閣府ガイドライン：P. 63)

(5) 事前避難場所への移動方法の検討

- 大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、**避難場所から避難所への移動**を開始することを基本とする
- 避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は**車両等による避難**を検討する

- 事前避難対象地域では、住民等は最初の地震に伴う大津波警報または津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しており、最初の地震発生直後は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることから、この場所から1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に備えた避難所へ移動する必要がある。

<移動のタイミング>

- 移動開始のタイミングは、津波浸水想定区域内において、大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、その他の地域においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時点以降で、安全に避難することができる天候が良いときや、見通しがよい日中など、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。

(内閣府ガイドライン：P.64)

【補足】

『避難場所から避難所への移動』

- ・事前避難先へ移動する際には、後発地震の発生に留意して安全に避難する。なお、1週間の事前避難に備え、一時帰宅（荷物の持ち出し、戸締まり等）をすることも可能とするが、後発地震のリスクを踏まえ、迅速かつ安全に避難先に移動するものとする

『車両等による避難』

- ・徒歩による避難が困難な要配慮者等の避難の場合のほか、通勤・通学など平時の生活を継続するために必要な自家用車等の使用についても配慮する
- ・避難におけるプライバシー確保等の理由により、車中泊避難が発生する事態も想定されるため、車中泊避難のための自家用車等の使用についても配慮する
- ・避難行動要支援者の事前避難方法については、交通事業者等と保有車両の活用等について検討し、協定等に定めておくことが望ましい

<移動の方法>

- 移動に際しては、自動車による避難を行った場合、対象地域において避難車両が殺到し交通渋滞を招く可能性があり、さらに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、避難方法は徒歩を基本とする。
- ただし、避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地域の居住者や要配慮者等については、地域の実情に応じて車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

<移動の際の留意点>

- 移動ルート検討にあたっては、津波による浸水や、揺れによるがけ崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- 実際の移動中にも地震が生じるおそれがあることから、安全を確保することに留意が必要である。このため、住民等に対して、移動中もラジオ等では情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等呼びかける。

(内閣府ガイドライン：P. 64)

第7節 避難所の運営

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する
- 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことが基本である。
- 1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活を行うことから、避難所を運営していくための環境を整えるため、市町村や地域住民、NPO、ボランティア等の関係団体による運営体制や、それぞれの役割等をあらかじめ検討しておくことが必要である。
- また、災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、自らの必要なものは自ら確保することが重要である。

(内閣府ガイドライン：P. 65)

【補足】

『避難者が自ら行うことを基本』

- ・県の避難所運営マニュアル等を参考に、自主防災組織等と調整のうえ、各避難所の運営マニュアルを作成し、訓練等を通じて、事前避難の場合の避難所運営（体制・方法等）について理解を深めておくことが望ましい
- ・事前避難者に要配慮者が多く含まれる等の理由から、事前避難者による避難所の運営が困難と予想される場合は、市町、地域住民、ボランティア等関係団体が連携して、事前に運営体制を検討しておくことが望ましい

『必要最低限のものを各自で準備』

- ・この方針への理解を図るため、住民への積極的な周知に努める

【強調】

『避難者が自ら行うことを基本』

- ・本節に示されている基本事項等については、自主避難の場合においても同様であることについて十分な周知が必要

- 検討に際しては、市町村や住民で避難所を運営していく上で、どのような業務が必要で、それぞれを誰が担うか役割をあらかじめ検討する。
- 備蓄した食料や生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、加えて上記のような社会状況も踏まえて、非常用持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商店等で各自が購入することを基本とする。
- この際、生活用品や貴重品等の確保のための自宅への一時帰宅にあたっては、前節も参考に帰宅中に地震が発生した場合の安全を自ら確保したうえで実施する。
- なお、多くの住民が避難している地域の防犯・防火等については、地元警察及び地元消防機関と連携する必要がある。その際、後発地震発生時の津波からの避難に十分猶予がある地域については、住民自らの見回りの活用も検討する。
- また、上述のように自助、共助を基本として避難所を運営するためにも、日頃から自主防災組織の育成強化に努め、地域で協力して避難できる体制を構築しておくことが重要である。

(内閣府ガイドライン：P. 65)

第5章 住民の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

第1節 日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である
- 地方公共団体は、同情報発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時に、住民があわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、地方公共団体は、「日頃からの地震への備え」について機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すことが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、住民は、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- 具体的には、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、より安全な行動を選択することを考える必要がある。
- そのためには、ハザードマップ等を活用した津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、ブロック塀等日常通行する道路周辺の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段からの地震に対して気をつけるという心構えを持つ必要がある。

（内閣府ガイドライン：P.67）

第6章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項

第1節 住民意見の聴取と関係機関等との連携

○市町村等の防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要がある

○地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましい

- 防災対応の実効性を高めるためには、市町村等が各地域の避難等の防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、避難等に伴い日常生活に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ住民一人一人が考え、理解しておくことが重要である。
- そのため、市町村等の防災対応の検討にあたっては、防災対応の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要がある。
- 市町村等においては、防災部局のみならず、要配慮者や福祉避難所などに関しては福祉部局、道路や水道などに関しては土木部局等、多岐にわたる部局が緊密に連携して対応できるよう、協力、連絡体制をあらかじめ検討しておくことも必要である
- また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を整備・活用することが望ましい。

(内閣府ガイドライン：P.68)

【補足】

『住民の意見を十分に聴く』

- ・住民からの意見聴取、合意形成の方法、留意事項等については、「第6-2章 住民との合意形成の進め方の例（モデル地域での検討例）」に詳しく記載してあるので、それらを参考に、住民の意見聴取等を行うことが望ましい

第2節 社会的混乱の防止

○防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、地方公共団体はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際に取りべき対応を住民に周知することが重要である

- 大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。
- このため、地方公共団体は、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにすることが重要である

(内閣府ガイドライン：P. 69)

第3節 訓練等の実施と計画の見直し

- 地方公共団体は防災訓練を定期的実施し、情報が発表された場合
に取るべき対応を住民に理解してもらうことが重要である
- 訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計
画を見直していくことが重要である

- 地方公共団体や企業は、現在実施している地震防災訓練等と併せて、定
期的に訓練を実施し、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合
に取るべき対応を、住民や従業員に理解してもらうことが重要である。
- その際、国から発信される情報について大規模地震発生の可能性が相
対的に高まったと評価されても、必ず後発地震が起こるものではないこと
等、情報の意味を正しく理解するよう周知することも必要である。
- さらに、訓練の結果得られる反省点等を踏まえ継続的に訓練を充実させ
ることや、計画を見直していくことが重要である。

(内閣府ガイドライン：P. 69)